平成２２年（フ）第１７７号
栃木県宇都宮市滝の原１丁目３番11号　滝の原マンション103号室、前住所栃木県宇都宮市駒生町1401番地　杉山ハイツⅡ101号室
債務者　丹　久仁子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８２号
栃木県宇都宮市東宿郷３丁目13番６号　吉田マンション401号
債務者　根本　節雄
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０６７号
岡山市北区関西町７番11―１号
債務者　渡邊美智子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６８号
岡山市北区関西町７番11―１号
債務者　渡邊　旬望
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１号
岡山県備前市西片上1154番地１
債務者　古津　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５号
京都府京都市右京区西院三蔵町９　リエス西院309、住民票上の住所横浜市中区花咲町２丁目73番地１　桜木町三和プラザシティ102号室
債務者　中村　香代
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３号
山口県周南市大字久米402番地の４　ビッグベンＡ―203号、前住所山口県下松市旗岡１丁目４番４―501号
債務者　松浦　弘央
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３４０号
東京都八王子市打越町1539番地80
債務者　金子　孝行
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時30分　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５０号
静岡県浜松市天竜区船明1437番地
債務者　内山　吉実
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
栃木県宇都宮市下平出町287番地２
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８４号
栃木県鹿沼市日吉町315番地５、前住所栃木県真岡市台町2696番地２
債務者　山崎　智子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８５号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目10番地４　ａｚｕｒ　ｐｅｕｐｌｅ217号室、前住所栃木県鹿沼市上南摩町3109番地２
債務者　石川　敏一
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４１号
長野県北佐久郡立科町大字芦田八ケ野1125番地
債務者　秋山　頼子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後２時　長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２０号
長野県小諸市甲1528番地１　三興ハイツ205号室、前住所長野県佐久市塚原2323番地１
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後２時　長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第２７号
熊本県八代市鏡町鏡村889番地１
債務者　緒方　久美（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時　熊本地方裁判所八代支部